

十一

利率の経過
の払込み

年二・〇パーセントは、払込金額に日本郵政公社の算式により算出した金額を第十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{66}{365}$$

十三

初期利子

平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五

償還金額

平成十八年三月二十日

十六

償還金額

額面金額百円につき百円

十七

元利支

日本銀行

十八

払込期日

平成十八年五月二十五日